

B 中世の日本には、王政復古の大号令で否定された「摂関」「幕府」のほかにも、独自の政治体制が存在した。次に掲げる史料は、そうした政治体制をのちに率いることになる人物が1156年(保元元)に出した、「保元の新制」と呼ばれる有名な命令の一部を現代語訳したものである。

一つ。諸国司に命じて、あるいは停止とし、あるいは書面に記録して言上させるべき、^(莊)神社・仏寺・院宮・諸家が新たに立てた庄園の事

命令者がおっしゃるには、九州(全国)の地は自分一人だけが支配するのであり、なんで王命のほかに私威の及ぶことがあるだろうか。ところが聞くところによると、近年は、あるいは各国の許可証をだましとったり、あるいは証拠書類があると称して、朝廷に正式に報告せず、自分勝手に庄園を立てているということだ。これを朝廷の規則にあてはめてみると、許しがたい。久寿二年(1155)七月二十四日より以後、朝廷の正式な許可を得ず、もし庄園を立てたならば、あるいは廃止とし、あるいは報告させよ。国司がもし隠して朝廷に報告しなかったならば、解任して、命令違反として処罰し、子孫にいたるまで官人として任用しないようにせよ。

問 5 この史料は、一般に「荘園整理令」の一つとして知られている。「荘園整理」とは、具体的に誰がどのようなことを行うのか。この史料から分かることを述べよ。

問 6 右の図版は、1143年(康治2)生まれの僧侶が著した書物に含まれたもので、「依頼者の姿を図して、足もとに呪うべき相手の姓名を書く」という内容である。上部には依頼主の「左足」、下部にはおそらく平清盛や源頼朝らの名が記され、踏みつけられる構図となる。この依頼者は、上記の新制の命令者と考えられるが、図版内の文字表記にみえる呼称にもとづき、誰であるかを推定せよ。また、この人物およびその父や曾祖父が推進した宗教的、文化的な行為および事業をいくつか挙げ、その内容について知るところを述べよ。

